

平成 30 年度就学援助のお知らせ

品川区教育委員会

学校でかかる費用の一部を援助します

品川区では、学校生活を円滑に送れるよう、学用品費や給食費などの援助をしています。就学援助を希望される方は申請書に必要な事項を記入して、教育委員会事務局学務課までご提出ください。〈提出締切：平成 30 年 4 月 27 日（金）〉

なお、平成 29 年度に認定された方も改めて申請が必要です。（毎年申請が必要です。）

援助の対象となる方

品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）に在学する児童・生徒の保護者で①②のいずれかに該当する方

- ① 現在、生活保護を受けている方
- ② 昨年の所得が下記の所得に満たない方

所得とは・・・

平成 29 年 1 月 1 日から 12 月末までの期間の収入のうち給与所得者は源泉徴収票の給与所得控除額後の金額、事業者は収入額から必要経費を引いた額です。

（この表は、平成 29 年度認定となった世帯の所得上限をめやすとしてお示ししています。）

世帯の人数	所得上限のめやす	世帯の人数	所得上限のめやす
2人	約271万円～約298万円	5人	約424万円～約516万円
3人	約325万円～約385万円	6人	約466万円～約577万円
4人	約369万円～約453万円		

- ※ 1 所得上限は世帯の構成員の人数により変わります。
- ※ 2 世帯の人数が同じにもかかわらず、所得上限に幅があるのは、その世帯の年齢構成により差が生じるためです。
- ※ 3 保護者が単身赴任しているとき、親族を遠隔地で扶養しているときなどは世帯の構成員に含めません。

審査には世帯全員の所得を確認する必要があります。

- ①平成 30 年 1 月 1 日現在品川区にお住まいの方は、申告を済ませてあれば課税証明書の提出は不要です（住民税が給与天引きされる方を含む）。6 月に学務課で確認いたします。
- ②世帯のうちお一人でも収入状況が確認できない方がいると認定できません。まだ申告がお済でない方は、至急区役所 4 階税務課または税務署で申告をしてください。